

国鉄安第88号
平成22年3月29日

地方運輸局長 殿

鉄道局長

動力車操縦者運転免許の取消等の基準について

動力車操縦者運転免許に関する省令第6条第1項の規定に基づく運転免許の取消等の基準を別紙のとおり定めたので、遺漏なきよう取扱われたい。

別紙

動力車操縦者運転免許の取消等の基準

(目的)

第1条 この基準は、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和31年運輸省令第43号、以下「動免省令」という。）第6条の規定に基づく動力車操縦者運転免許（以下「運転免許」という。）の取消及び停止（以下「行政処分」という。）を公正かつ適正に行うことを目的とする。

(審査会)

第2条 地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）に「動力車操縦者運転免許行政処分審査会」（以下「審査会」という。）を設ける。

2 行政処分は必要な調査を行った上で、審査会の審査結果に基づいて行うものとする。

(警告指導)

第3条 地方運輸局長は審査会の審査結果により行政処分の必要が無いとされたものについて、警告指導を行うことができる。

(対象と量定)

第4条 鉄道に係る行政処分及び警告指導（以下「行政処分等」という。）は、次の各号の一に該当すると認められた者に対し、別表により行うものとする。

- (1) 酒気を帯びた状態で列車を操縦した者
- (2) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法第三条の三の規定に基づく政令で定めるものの影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で列車を操縦した者
- (3) 薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で列車を操縦した者（前号に該当する者を除く。）
- (4) 正当な理由なく列車の操縦中に運転席を離れた者
- (5) 列車又は車両（以下「列車等」という。）の定められた運転速度を超過して列車等を操縦した者
- (6) 列車の退行運転を行った者（列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置及びその他の列車の安全な運行に支障を及ぼさない措置が講じられている場合を除く。）
- (7) 停止信号の現示がある場合に、停止すべき位置を越えて列車等を操縦した者（停止すべき位置までに停止することができない距離で停止を指示する信号の現示があったとき及び停止すべき位置が表示されないときを除く。）
- (8) 前各号のほか、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）に違反して列車等を操縦し、鉄道運転事故を生じさせた者
- (9) 運転免許の交付を受けずに列車等を操縦した者（運転見習中の係員が運転免

許を受けた者と当該運転免許に係る動力車に同乗してその直接の指導を受ける場合又は本線を支障するおそれがない側線において移動する場合を除く。)

- (10) 前各号のほか、動力車の操縦に関する法律又はこれに基づく命令に違反して列車等を操縦した者
- (11) 運転免許に付した条件に違反して列車等を操縦した者
- (12) 動免省令別表二の上欄に掲げる項目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合しない者

(軌道への準用)

第5条 前条の規定は軌道に係る行政処分等に準用する。この場合において、道路の路面に敷設する併用軌道の交通信号機は、別表第7号の場内信号機、出発信号機、入換信号機又は代用手信号以外の信号として取り扱う。

(複数回の違反行為等の取扱い)

第6条 同一の者が行政処分等の対象となる事由を複数回発生させた場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 運転免許の停止処分を受ける事由を発生させた者であって、その事由を発生させた日から起算して過去3年以内に運転免許の停止を2回以上又は運転免許の取消を受けているものについては、運転免許の取消とすることができる。
- (2) 運転免許の停止処分を受ける事由を発生させた者であって、その事由を発生させた日から起算して過去3年以内に運転免許の停止又は警告指導を受けているものについては、運転免許の停止期間を加重又は運転免許の取消とすることができる。(前号に該当する者を除く。)

(行政処分等の加重又は軽減等)

第7条 前3条の基準により難いとき又はこれによらないことが適当と認められるときは、審査会の審査結果により行政処分等の加重又は軽減等を行うことができる。

2 行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項に定める「聴聞」又は「弁明の機会の付与」により新たな事実が判明したときは、審査会の審査結果により行政処分を軽減し、又は行わないことができる。

(運転免許の停止と同等の措置の期間の算入)

第8条 地方運輸局長による運転免許の停止を行う場合、運転管理者の管理の下に乗務停止等の地方運輸局長による運転免許の停止と同等の措置を講じた期間があるときは、その期間を地方運輸局長による運転免許の停止期間に算入することができる。この場合、算入できる期間は、運転免許の停止期間の9割以下とする。

(複数の種類の運転免許を受けている者の取扱い)

第9条 複数の種類の運転免許を受けている者に対して行政処分等を行う場合は、その者が受けているすべての種類の運転免許について行う。

(行政処分等の開始時期)

第10条 行政処分等を行うに当たっては、違反行為等の事実関係が確認でき次第、速やかに手続を開始するものとする。

(通知)

第11条 行政処分等を決定したときは、行政処分等を受ける者の氏名、行政処分等の理由及び内容を書面をもって、行政処分等を受ける者及びその所属事業者に通知するものとする。

附則

(施行期日)

この基準は、平成22年10月1日から施行し、施行日以降に違反行為等があった者に適用する。

別表

| 番号 | 違反行為等の種類 | 根拠法令 | 行政処分等の内容 | | | | |
|-----|--|---|------------|----------|-------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|
| | | | 鉄道運転事故無し | 鉄道運転事故有り | | | |
| | | | | 死傷者無し | 死亡者無し 負傷者 1人以上 10人未満 | 死亡者無し 負傷者 10人以上 100人未 満 | 死亡者1名 以上又は 負傷者 100人上 |
| (1) | 酒気を帯びた状態で列車を操縦した者 | 動 免 省 令 第 6 条 第 1 項 第 1 号 | 取消 | | | | |
| (2) | 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法第三条の三の規定に基づく政令で定めるものの影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で列車を操縦した者 | | 取消 | | | | |
| (3) | 薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で列車を操縦した者（前号に該当する者を除く。） | | 注3) 注4) | 30 | 90 | 180 | 取消 |

| | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|-----------------------------------|-----------|-----|-----|-----|----|
| (4) | 正当な理由なく列車の操縦中に運転席を離れた者 | 動 免 省 令 第 6 条 第 1 項 第 1 号 | 技術基準省令 第102条 | 30 | 90 | 180 | 取消 | | |
| (5) | 列車又は車両（以下「列車等」という。）の定められた運転速度を超過して列車等を操縦した者 | | 超過速度 30km/h以上 <small>注5)</small> | 技術基準省令 第103条 又は 109条 | 注3) | 90 | 180 | 取消 | |
| | | | 超過速度 30km/h未満 | 注3) 注4) | 30 | 90 | 180 | 取消 | |
| (6) | 列車の退行運転を行った者（列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置及びその他の列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置が講じられている場合を除く。） | | 技術基準省令 第104条 | 注3) | 90 | 180 | 取消 | | |
| (7) | 停止信号の現示がある場合に、停止すべき位置を越えて列車等を操縦した者。（停止すべき位置までに停止することができない距離で停止を指示する信号の現示があったとき及び停止すべき位置が表示されないときを除く。） | | 場内信号機、出発信号機、入換信号機又は代用手信号の場合 | 技術基準省令 第113条 | 注3) | 90 | 180 | 取消 | |
| | | | 上記以外の信号の場合 | 注3) 注4) | 30 | 90 | 180 | 取消 | |
| (8) | 前各号のほか、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に違反して列車等を操縦し、鉄道運転事故を生じさせた者 | | 技術基準省令 | | 30 | 90 | 180 | 取消 | |
| (9) | 運転免許の交付を受けずに列車等を操縦した者（運転見習中の係員が運転免許を受けた者と当該運転免許に係る動力車に同乗してその直接の指導を受ける場合又は本線を支障するおそれがない側線において移動する場合を除く。） | | 動免省令第3条 第1項 | 取消 | | | | | |
| (10) | 前各号のほか、動力車の操縦に関する法律又はこれに基づく命令に違反して列車等を操縦した者 | | 列車等の操縦中に私用の携帯電話を扱った場合又はこれに類する異常な操縦を行なった場合 | 動力車の操縦に関する法律又はこれに基づく命令 | 10 注4) | 30 | 90 | 180 | 取消 |
| | | | 上記以外の場合 | 取消、180日、90日、30日、10日の運転免許の停止又は警告指導 | | | | | |

| | | | | | | | | |
|------|--|--|-------------------|-----------|----|----|-----|----|
| (11) | 運転免許に付した条件に違反して列車等を操縦した者 | 矯正眼鏡に係る条件に違反した場合 | 動免省令第6条 第1項第1号 | 10 注4) | 30 | 90 | 180 | 取消 |
| | | 上記以外の場合（「区域を定めて行う入換運転に限る。」等の条件に違反した場合） | 取消 | | | | | |
| (12) | 動免省令別表二の上欄に掲げる項目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合しない者 | 適合しないことを知りながら列車等を操縦した者 | 動免省令第6条 第1項第2号 | 10 注4) | 30 | 90 | 180 | 取消 |
| | | 回復の見込みが無い者 | 取消 | | | | | |

注1) 「動力車操縦者運転免許に関する省令」を「動免省令」とし、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」を「技術基準省令」と表す。

注2) 「行政処分等の内容」欄中、取消とは運転免許の取消を表し、数字のみの記載は、運転免許の停止日数を表す。

注3) 故意又は重過失による違反行為の場合は、右欄の運転免許停止日数の3分の1の日数を免許停止日数とする。それ以外の違反行為は、運転管理者の講ずる措置によることとし、行政処分等は行わない。

注4) ただし、故意による違反行為を除き当該動力車操縦者から運転管理者に自発的報告があったときは、運転管理者の講ずる措置によることとし、行政処分等は行わない。

注5) ただし、信号現示（警戒信号現示を除く。）による速度制限及び通告による速度制限に係る速度超過については、実際の超過速度にかかわらず「超過速度30km/h未満」として取り扱う。